

事故給付金制度に係る団体継続登録のお願い

日ごろから登録団体の皆様には、本県の安全・安心まちづくり行政に格別のご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、平成21年度分の団体登録をしていただき、ありがとうございました。

本給付金制度は、地域防犯パトロールなど安全・安心まちづくりを行う団体の方々を支援するため、活動中の負傷などに対し、給付金を支給させていただくものであり、保険料等登録に係る費用負担はございませんが、予め団体（継続）登録をしていただく必要がございます。

登録は年度ごとに、団体継続登録申請書の提出をお願いすることになっております。今回は、平成21年度に団体登録をしていただいた団体の皆様にご案内させていただいております。お手数をおかけしますが、平成22年度分として、改めて継続登録手続をしていただきますようお願いいたします（今回お送りした「様式3」に必要事項をご記入の上、地域ごとに設置された窓口あて、ご提出をお願いいたします）。

なお、本申請書の提出を受けた日から事故給付金制度の対象となりますが、5月31日までに提出いただきますと、4月1日にさかのぼって事故給付金の対象になりますので、皆様には、ぜひ5月31日までにご提出くださるようお願いいたします。

また、「団体情報公表及びアンケート調査へご協力のお願い」を同封させていただきましたので、団体継続登録申請書（様式3）の用紙と併せご返送くださいますようお願いいたします。

発送担当者
神奈川県 安全防災局
安全・安心まちづくり推進課
防犯対策推進班：小倉（おぐら）
直通電話 045-210-3517

団体継続登録及びアンケート等の提出・問い合わせ先

⇒ 団体の所在地により提出先窓口が異なります。詳しくは3頁をご覧ください。

なお、郵送にて提出される際は、同封されている返信用封筒をご利用ください。

事故給付金制度に関する説明

防犯活動に取り組むボランティアの方々が、安心して活動を行うことができるよう、その活動中の事故により負傷した場合などに、給付金を支給します。

対象となる活動内容などは次のとおりですが、制度の適用を受けるためには、事前に県に登録をしていただく必要があります。登録していただいた団体には、県から防犯に関する情報やイベント情報などを随時お知らせします。

区分	内容
支給対象となる活動	<p>支給対象となるのは、神奈川県内において、次（①～⑥）のような地域の防犯性向上のための活動を行っている際、又はその往復の途上で発生した事故となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 防犯パトロールなどの地域安全活動 ② 学校及び通学路安全確保活動 ③ 防犯キャンペーンなどの防犯に係る広報・啓発活動 ④ 少年非行防止に係る活動 ⑤ ①から④に掲げる活動の実施に係る打ち合わせ会議、講習会 ⑥ その他犯罪防止を目的とした活動であって、神奈川県知事が認める活動 </div> <p>※ ただし、次の場合は支給対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動者の故意又は重大な過失により生じた事故 ○ 活動者の自傷行為、犯罪行為又は闘争行為に起因する事故 ○ 活動者の飲酒運転、無資格運転による事故又は薬物の影響下の事故 ○ 活動者の病気に起因する転倒などによる事故 ○ 天災に起因する事故 ○ 戦争、暴動等による事故 ○ もっぱら団体等の親睦を深めるための行事中及びその往復の途上で発生した事故 ○ その他神奈川県知事が事故給付金の支給にふさわしくないと判断した活動中の事故
支給対象者	<p>事故給付金の支給対象となる活動者は、あらかじめ県に登録をした団体の活動に無報酬で参加する方です。登録できる団体は、支給対象となる活動（上記の①～⑥に該当）を継続的かつ計画的に実施している自主的団体・グループや自治会・町内会です。</p> <p>ただし、少年補導員、防犯指導員など、県費で保険に加入している方については、事故給付金の支給対象とはなりません。</p>

事故給付金の支給額

事故給付金の支給額は次のとおりです。

なお、事故給付金の支給に当たっては、県で審査を行います。

	区分	金額
負傷	全治2週間以上	15,000円
	全治1月以上	100,000円
死亡		500,000円



提出先一覧

[団体の所在地により提出先窓口が異なります。]

	団体所在地	提出先窓口
1	横浜市	県くらし安全交通課(※) (県庁第二分庁舎内) 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3517 ファクシミリ 045-210-8953
2	川崎市	県くらし安全交通課(※) 川崎分室 (県高津合同庁舎内) 〒213-8515 川崎市高津区溝口1-6-12 電話 044-822-5744 ファクシミリ 044-813-7421
3	横須賀市、鎌倉市、 逗子市、三浦市、 葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 県民・安全防災課 (県横須賀合同庁舎内) 〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 電話 046-823-0210 ファクシミリ 046-824-2459
4	相模原市、厚木市、 大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 県民・安全防災課 (県厚木合同庁舎内) 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 電話 046-224-1111 ファクシミリ 046-225-1743
5	平塚市、藤沢市、 茅ヶ崎市、秦野市、 伊勢原市、寒川町、 大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 県民・安全防災課 (県平塚合同庁舎内) 〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 電話 0463-22-2711 ファクシミリ 0463-23-0599
6	南足柄市、中井町、 大井町、松田町、 山北町、開成町	足柄上地域県政総合センター 県民・安全防災課 (県足柄上合同庁舎内) 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 電話 0465-83-5111 ファクシミリ 0465-83-4591
7	小田原市、箱根町、 真鶴町、湯河原町	西湘地域県政総合センター 安全防災課 (県小田原合同庁舎内) 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 電話 0465-32-8000 ファクシミリ 0465-32-8111

※ 平成22年4月1日より、県庁内組織再編に伴い、担当課名が変更されます。

記載例

団体登録番号：〇-〇〇〇〇〇

申請者 三浦 花子

神奈川県安全・安心まちづくりボランティアを行うボランティアに対する事故給付金の支給に関する要綱第4条第4項または第6条の規定に基づき、団体登録事項につき申請・届出します。

現登録内容 (記載省略可)	変更後
団体名 東通自治会	三浦 花子
代表者名 藤沢 一子	三浦 花子
団体所在地 横浜市中区日本東通22	ニホンヒガシトオリ ニホンヒガシトオリジチカイカン 横浜市 中 区 町・村 日本東通 11 日本東通自治会館
書類等の送付先 (団体所在地と同じ場合は記載不要です。)	〔フリガナ〕 ヨコスカ サブロー 横須賀 三郎 あて先： 横浜 市 郡 中 区 町・村 日本東通345 中井アパート201号室
電話番号の連絡先	電話番号① (氏名 横須賀 三郎) 045 - XXX - 0000 電話番号② (氏名 三浦 花子) 090 - XXX - 0000 ファクシミリ (氏名 横須賀 三郎) 045 - XXX - 000X 電子メールアドレス (氏名 横須賀 三郎) abc@X.X.jp
活動人員数	35名
活動内容 該当する番号を○で囲み、点線右側に昨年度実績及び本年度活動見込みを記入してください。 (複数選択可)	旧年度活動実績 回数：104 回 延べ参加人数：約 1,040 名 新年度活動見込み 回数：156 回
() ←現在、防犯活動を実施しておらず、事故給付金のための団体登録に登録を取り消すまたは登録を希望されない場合は左の欄に「○」をつけてください。	